

定期監査の結果の公表について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成29年7月28日

八尾市監査委員	田	中	清
同	八	百	康子
同	小	湊	雅子
同	谷	沢	千賀子
同	大	星	なるみ

記

1 定期監査

危機管理課
市議会事務局
選挙管理委員会事務局
公平委員会事務局
監査事務局
農業委員会事務局
固定資産評価審査委員会事務局

2 監査の結果

別紙のとおり

3 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896 (直通)

4 その他

監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議員 竹田孝吏様

八尾市監査委員 田中清
同 八百康子
同 小湊雅子
同 谷沢千賀子
同 大星なるみ

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成29年4月3日から平成29年6月27日まで

2 監査の対象部局

危機管理課

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監査の範囲 原則平成28年度の事務事業

(必要に応じて関係する年度の事務事業も対象とした。)

4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。改善等を要するものについては必要な措置を講ずるとともに、今後はこれらに十分留意し、適正な事務の執行に努められたい。また、改善等を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、遅滞なく通知されたい。

なお、議会選出の監査委員については、平成29年5月16日以前は大野義信、露原行隆の両氏が監査を執行したことを申し添える。

【危機管理課】

1 八尾市防犯灯整備補助金等交付に係る事務について

- (1) 八尾防犯協議会に対して交付している八尾市防犯灯整備補助金等において生じた預金利息については、例年繰り越されているので、適切な会計処理を検討すること。
- (2) 八尾防犯協議会から提出を受けた収支決算書において、執行額はなかったものの事業経費に該当しない支出項目が記載されていたので、適切な事務処理を行うこと。

2 行政財産の目的外使用許可に係る事務について

- (1) 行政財産目的外使用許可書における不服申立てをすることができる期間等の教示について、平成 28 年 4 月 1 日施行の行政不服審査法が適用されるべきところ、改正前における不服申立ての制度等の教示をしているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。
- (2) 伺書の決裁区分が誤っていたので、八尾市財務規則に基づき適正な事務処理に改めること。
- (3) 申請書等について、收受処理を行っていなかったため、八尾市文書取扱規程に基づき適正な事務処理を行うこと。

3 契約事務について

契約締結に係る伺書等において、次のような事例が見受けられたので、八尾市財務規則等の規定を遵守し、適正な事務処理を行うこと。

- ① 随意契約に係る地方自治法施行令の適用条項が誤っているもの。
- ② 随意契約において、2 者以上の見積りを徴取すべきもの。
- ③ 随意契約において、相手方選定理由の記載内容が不十分なもの。

4 備蓄物資の管理について

- (1) 備蓄物資について、管理表と防災備蓄倉庫内現品の数量に差が生じているもの等が見受けられた。市内複数施設に分けて備蓄している物資全体の管理台帳を作成するとともに、備蓄スペースには限りがあることから、消耗品等使用期限の定めがない物資についての備蓄方法等について検討し、計画的な管理に努めること。
- (2) 防災備蓄倉庫等で保管している備蓄物資については、災害時に備え、誰もが容易に物資の場所を把握、搬出できるよう常時整理整頓する等、適切な管理に努めること。

5 備品の管理について

- (1) 備品台帳に登録されているものの、現品との照合ができないものが多数見受けられたので、適切な管理に改めること。
- (2) 平成 28 年度中に寄附を受けたものについて、備品登録すべきところされていなかったため、適正な事務処理に改めること。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議員 竹田孝吏様

八尾市監査委員 田中清
同 八百康子
同 小湊雅子
同 谷沢千賀子
同 大星なるみ

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成29年4月3日から平成29年6月27日まで

2 監査の対象部局

市議会事務局

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監査の範囲 原則平成28年度の事務事業

(必要に応じて関係する年度の事務事業も対象とした。)

4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。改善等を要するものについては必要な措置を講ずるとともに、今後はこれらに十分留意し、適正な事務の執行に努められたい。また、改善等を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、遅滞なく通知されたい。

なお、議会選出の監査委員については、平成29年5月16日以前は大野義信、露原行隆の両氏が監査を執行したことを申し添える。

【市議会事務局】

1 契約事務について

会議録作成業務に係る委託契約書において、委託料の算定方法に関し不十分なものが見受けられたので、より適切な契約事務を行うこと。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議長 竹田孝吏様
八尾市選挙管理委員会
委員長 垣内博美様

八尾市監査委員 田中清
同 八百康子
同 小湊雅子
同 谷沢千賀子
同 大星なるみ

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成29年4月3日から平成29年6月27日まで

2 監査の対象部局

選挙管理委員会事務局

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監査の範囲 原則平成28年度の事務事業

(必要に応じて関係する年度の事務事業も対象とした。)

4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。改善等を要するものについては必要な措置を講ずるとともに、今後はこれらに十分留意し、適正な事務の執行に努められたい。また、改善等を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、遅滞なく通知されたい。

なお、議会選出の監査委員については、平成29年5月16日以前は大野義信、露原行隆の両氏が監査を執行したことを申し添える。

【選挙管理委員会事務局】

1 契約事務について

- (1) 契約締結に係る伺書等において、次のような事例が見受けられたので、八尾市財務規則等の規定を遵守し、適正な事務処理を行うこと。
 - ① 随意契約に係る地方自治法施行令の適用条項が誤っているもの。
 - ② 随意契約において、2者以上の見積りを徴取すべきもの。
 - ③ 随意契約において、相手方選定理由の記載内容が不十分なもの。
 - ④ 日付のない見積書や請書を受領しているもの。
- (2) 随意契約による業務委託契約の締結において、競争入札に付することが不利とはいえないものが見受けられたので、競争性を確保するよう契約方法等を検討すること。
- (3) 「随意契約の公表指針」により、随意契約を行った場合は時期を定めて公表することとされているが、公表されていないため、適正な事務処理を行うこと。

2 一般競争入札に係る資格審査事務について

入場整理券印刷関連業務の入札において、同種業務の履行実績を入札参加資格要件としているが、その実績確認が不十分なものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

3 投票所の施設使用料の支払事務について

投票所として民間施設を借り受ける場合の使用料については、基準を設けて金額を定めているが、この基準にない金額で支払をしている施設が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

4 選挙人名簿抄本閲覧に関する事務について

- (1) 選挙人名簿抄本の閲覧において、政治活動を目的とする申出については、閲覧承認に係る決裁が行われていないので、適正な事務処理を行うこと。
- (2) 閲覧申出書において、閲覧事項の管理方法についての記載内容が不十分なもの等が見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。

5 築留土地改良区総代会総代選挙に係る事務について

- (1) 築留土地改良区総代会総代の選挙については、本市選挙管理委員会の管理のもとに行っているが、その選挙事務を管理するため要する経費を市の歳入歳出予算として計上していないので、適正な会計処理を行うこと。
- (2) 選挙管理委員会が築留土地改良区に提出した選挙事務の管理に要する経費の見積書において、金額の算定根拠が明確でないので、適切な事務処理を行うこと。
- (3) 総代選挙候補者の立候補の届出において、受付処理がされていないので、適正な事務処理を行うこと。

6 文書事務について

伺書の作成、收受文書の取扱い等において、以下のような事務処理が見受けられたので、八尾市選挙管理委員会に関する規程に基づき適正な事務処理を行うこと。

- ① 伺書の決裁区分が誤っているもの、決裁が漏れているもの。
- ② 伺書の施行日や完結日の記載がないもの、誤っているもの。
- ③ 伺書の公開の区分が誤っているもの。
- ④ 起案番号簿や文書処理簿に修正テープを用いているものや、訂正印を押印せずに訂正しているもの。
- ⑤ 文書処理簿に処理経過の記載がないもの。

7 備品の管理について

備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品登録がされていないものや所在が確認できないもの等が見受けられたので、備品全般について現品との照合確認を行うとともに備品台帳の整備を図り、適切に管理すること。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議長 竹田孝吏様
八尾市公平委員会
委員長 古橋健士様

八尾市監査委員 田中清
同 八百康子
同 小湊雅子
同 谷沢千賀子
同 大星なるみ

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成29年4月3日から平成29年6月27日まで

2 監査の対象部局

公平委員会事務局

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監査の範囲 原則平成28年度の事務事業

(必要に応じて関係する年度の事務事業も対象とした。)

4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、議会選出の監査委員については、平成29年5月16日以前は大野義信、露原行隆の両氏が監査を執行したことを申し添える。

八尾市長 田中誠太様
八尾市会議長 竹田孝吏様
八尾市代表監査委員 田中清様

八尾市監査委員 田中清
同 八百康子
同 小湊雅子
同 谷沢千賀子
同 大星なるみ

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成29年4月3日から平成29年6月27日まで

2 監査の対象部局

監査事務局

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監査の範囲 原則平成28年度の事務事業

(必要に応じて関係する年度の事務事業も対象とした。)

4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。改善等を要するものについては必要な措置を講ずるとともに、今後はこれらに十分留意し、適正な事務の執行に努められたい。また、改善等を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、遅滞なく通知されたい。

なお、議会選出の監査委員については、平成29年5月16日以前は大野義信、露原行隆の両氏が監査を執行したことを申し添える。

【監査事務局】

1 文書事務について

伺書において、決裁が漏れているものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議員 竹田孝吏様
八尾市農業委員会
会長 齊藤 暁 様

八尾市監査委員 田 中 清
同 八 百 康 子
同 小 湊 雅 子
同 谷 沢 千賀子
同 大 星 なるみ

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成29年4月3日から平成29年6月27日まで

2 監査の対象部局

農業委員会事務局

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監 査 の 範 囲 原則平成28年度の事務事業

(必要に応じて関係する年度の事務事業も対象とした。)

4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。改善等を要するものについては必要な措置を講ずるとともに、今後はこれらに十分留意し、適正な事務の執行に努められたい。また、改善等を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、遅滞なく通知されたい。

なお、議会選出の監査委員については、平成29年5月16日以前は大野義信、露原行隆の両氏が監査を執行したことを申し添える。

【農業委員会事務局】

1 農地基本台帳に基づく証明書発行に係る事務について

証明書を発行する際の申請者及び代理人の本人確認等について、あらかじめ定められた取扱いがされていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

2 文書事務について

伺書の作成、收受文書の取扱い等において、以下のような事務処理が見受けられたので、八尾市農業委員会事務局規程に基づき適正な事務処理を行うこと。

- ① 伺書に根拠資料が添付されていないもの。
- ② 伺書の起案時期が適切でないもの。
- ③ 伺書の決裁日より前に文書を発送しているもの。
- ④ 收受文書の受付処理が漏れているもの。
- ⑤ 文書処理簿に発信処理の記載が漏れているもの等。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議長 竹田孝吏様
八尾市固定資産評価審査委員会
委員長 笠井靖彦様

八尾市監査委員 田中清
同 八百康子
同 小湊雅子
同 谷沢千賀子
同 大星なるみ

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成29年4月3日から平成29年6月27日まで

2 監査の対象部局

固定資産評価審査委員会事務局

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監査の範囲 原則平成28年度の事務事業

(必要に応じて関係する年度の事務事業も対象とした。)

4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。改善等を要するものについては必要な措置を講ずるとともに、今後はこれらに十分留意し、適正な事務の執行に努められたい。また、改善等を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、遅滞なく通知されたい。

なお、議会選出の監査委員については、平成29年5月16日以前は大野義信、露原行隆の両氏が監査を執行したことを申し添える。

【固定資産評価審査委員会事務局】

1 文書事務について

伺書において施行日及び完結日の記載がないものや、訂正印を押印せずに訂正されているもの等が見受けられたので、八尾市固定資産評価審査委員会規程に基づき適正な事務処理を行うこと。